

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国外商投資法実施条例

（中華人民共和國國務院令第 723 号として 2019 年 12 月 26 日發布、2020 年 1 月 1 日施行）

第一章 総則

第 1 条 「中華人民共和国外商投資法」（以下「外商投資法」という。）に基づき、本条例を制定する。

第 2 条 国は、外商投資を奨励及び促進し、外商投資の適法な權益を保護し、外商投資管理を規範化し、外商投資環境を持続的に最適化し、より高水準な対外開放を推進する。

第 3 条 外商投資法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号にいう「その他の投資家」には、中国の自然人が含まれる。

第 4 条 外商投資参入許可ネガティブリスト（以下「ネガティブリスト」という。）は、国務院の投資主管部門が国務院の商務主管部門等の関係部門と共同で提起し、国務院に報告して發布させ、又は国務院に報告し認可を受けた後、国務院の投資主管部門及び商務主管部門が發布する。

国は、対外開放の更なる拡大及び経済・社会の発展の必要性に基づき、ネガティブリストを適時に調整する。ネガティブリストの調整手続には、前項の規定を適用する。

第 5 条 国務院の商務主管部門、投資主管部門及びその他の関係部門は、職責分掌に従い、密接に連携して協力し合い、外商投資の促進、保護及び管理の業務を共同で適切に行う。

県級以上の地方人民政府は、外商投資の促進、保護及び管理の業務に対する組織指導を強化し、関係部門が法律法規及び職責分掌に従って外商投資の促進、保護及び管理の業務を展開し、外商投資の促進、保護及び管理の業務における重大な問題を遅滞なく調整及び解決するよう支持及び監督指導しなければならない。

第二章 投資の促進

第 6 条 政府及びその関係部門は、政府資金の手配、土地供給、公租公課の減免、資質許可、標準制定、プロジェクト申告、人的資源政策等の方面において、外商投資企業及び内資企業を法により平等に扱わなければならない。

政府及びその関係部門が制定した企業の発展を支持する政策は、法により公開しなければならない。政策の実施にあたり、企業が手続処理を申請する必要がある事項について、政府及びその関係部門は、手続処理申請の条件、フロー、期限等を公開し、かつ、審査においては外商投資企業及び内資企業を法により平等に扱わなければならない。

第 7 条 外商投資と関係のある行政法規、規則及び規範性文書を制定する場合、又は政府及びその関係部門が外商投資と関係のある法律及び地方性法規を起草する場合には、実

情に応じ、書面による意見募集及び座談会、論証会、公聴会の開催等の様々な形式を採用して外商投資企業及び関係する商会、協会等の方面の意見及び提案を聴取しなければならない。訴えが集中した、又は外商投資企業の重大な権利義務の問題に関係する意見及び提案については、適切な方式を通じ採用の状況をフィードバックしなければならない。

外商投資と関係のある規範性文書は、法により遅滞なく公布しなければならない。公布を経ていない場合には、行政管理の根拠としてはならない。外商投資企業の生産経営活動と密接に関連する規範性文書は、実情を踏まえ、公布から施行までの期間を合理的に確定しなければならない。

第8条 各級の人民政府は、政府が主導し多方面が関与するという原則に従い、外商投資サービス体系を確立して健全化し、外商投資サービスの能力及びレベルを絶えず引き上げなければならない。

第9条 政府及びその関係部門は、政府ウェブサイト及び全国一体化オンライン政務サービスプラットフォームを通じ、外商投資に関する法律、法規、規則、規範性文書、政策措置及び投資プロジェクト情報をまとめて明記し、かつ、様々なルート及び方式を通じて宣伝及び解説を強化し、外国投資家及び外商投資企業にコンサルティング、指導等のサービスを提供しなければならない。

第10条 外商投資法第13条にいう「特殊経済区域」とは、国の認可を経て設置され、かつ、より強力な対外開放政策措置が実行される特定の区域を指す。

国が一部地区において実行する外商投資試験的政策措置について、実践の結果、実行可能であることが証明された場合には、実情に応じ、その他の地区において又は全国的に展開する。

第11条 国は、国民経済及び社会発展の必要性に基づいて外商投資奨励産業目録を制定し、外国投資家の投資を奨励及び誘導する特定の業界、分野及び地区を明記する。外商投資奨励産業目録は、國務院の投資主管部門が國務院の商務主管部門等の関係部門と共同で起草し、國務院の認可を受けた後に國務院の投資主管部門及び商務主管部門が發布する。

第12条 外国投資家及び外商投資企業は、法律、行政法規又は國務院の規定により、財政、租税、金融、用地等の方面の優遇待遇を享受することができる。

外国投資家は、自身の中国国内における投資収益をもって中国国内で投資を拡大する場合には、相応の優遇待遇を法により享受する。

第13条 外商投資企業は、法により内資企業と平等に国家標準、業界標準、地方標準及び団体標準の制定・改正業務に関与する。外商投資企業は、必要に応じ、企業標準を自ら制定し、又はその他の企業と合同で制定することができる。

外商投資企業は、標準化行政主管部門及び関係行政主管部門に対し、標準の制定項目確定に係る提案を行い、標準の制定項目確定、起草、技術審査及び標準実施情報のフィードバック、評価等の過程において意見及び提案を申し入れ、かつ、規定に従い標準の起草及び技術審査の関連業務並びに標準の外国語翻訳業務を担うことができる。

標準化行政主管部門及び関係行政主管部門は、関連する業務メカニズムを確立して健全化し、標準の制定・改正の透明度を高め、標準の制定・改正の全過程に係る情報公開を推進しなければならない。

第14条 国が制定した強制的標準は、外商投資企業及び内資企業に対し平等に適用され、専ら外商投資企業を対象として強制的標準を上回る技術要求を適用してはならない。

第15条 政府及びその関係部門は、外商投資企業が当該地区及び当該業界の政府調達市場に自由に参入することを妨害及び制限してはならない。

政府調達の調達人及び調達代理機構は、政府調達情報の発表、供給者条件確定及び資格審査、入札評価基準等の方面において、外商投資企業に対し異なる待遇又は差別的待遇を実行してはならず、所有制形式、組織形態、持分構造、投資家の国別、製品又はサービスのブランド及びその他不合理的な条件をもって供給者に対し限定をしてはならず、外商投資企業が中国国内において生産する製品及び提供するサービスについて、内資企業と区別して扱ってはならない。

第16条 外商投資企業は、「中華人民共和国政府調達法」（以下「政府調達法」という。）及びその実施条例の規定により、政府調達活動に係る事項について、調達人及び調達代理機構に質問又は疑義を申し入れ、政府調達監督管理部門に苦情を申し立てることができる。調達人、調達代理機構及び政府調達監督管理部門は、所定の期限内に回答を行い、又は処理決定を下さなければならない。

第17条 政府調達監督管理部門及びその他の関係部門は、政府調達活動に対する監督検査を強化し、外商投資企業に対する異なる待遇又は差別的待遇の実行等の法規違反行為を法により是正及び調査・処分しなければならない。

第18条 外商投資企業は、法により中国国内又は国外において、株券・社債等の証券の公開発行、及びその他の資金調達手段の公開又は非公開発行、外債の借入れ等の方式を通じて、資金調達を行うことができる。

第19条 県級以上の地方人民政府は、法律、行政法規及び地方性法規の規定に基づき、法定の権限内において、費用減免、用地指標保障、公共サービス提供等の方面の外商投資の促進及び利便化に係る政策措置を制定することができる。

県級以上の地方人民政府は、外商投資の促進及び利便化に係る政策措置を制定する場合には、高品質発展の推進という方向性をもって、経済的便益・社会的便益・生態的便益の向上に有利なもの、外商投資環境の持続的な最適化に有利なものとしなければならない。

第20条 関係主管部門は、外商投資ガイドラインを作成及び公布し、外国投資家及び外商投資企業にサービス及び便宜を与えなければならない。外商投資ガイドラインは、投資環境紹介、外商投資事務手続指南、投資プロジェクト情報及び関連データ情報等の内容を含み、かつ、遅滞なく更新しなければならない。

第三章 投資の保護

第21条 国は、外国投資家の投資に対し、徴収を実行しない。

特段の場合において、国は、公共の利益の必要のために法律の規定により外国投資家の投資に対し徴収を実行する場合には、法定の手続により、及び非差別的な方式をもって行い、かつ、徴収された投資の市場価値に従って補償を遅滞なく与えなければならない。

外国投資家は、徴収決定に対して不服がある場合には、法により行政再審議を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる。

第22条 外国投資家の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、取得した

知的財産権の使用許諾料、法により獲得した補償又は賠償、清算所得等については、法により人民幣又は外貨にて自由に国外から送金を受け取り、及び国外へ送金することができ、いかなる単位及び個人も、通貨種類、金額及び送金の頻度等に対し違法に制限を行ってはならない。

外商投資企業の外国籍従業員及び香港・マカオ・台湾の従業員の賃金収入及びその他の適法な収入は、法により自由に国外送金することができる。

第23条 国は、知的財産権の権利侵害行為に対する処罰の程度を強め、知的財産権法執行を強化し続け、知的財産権迅速協同保護メカニズムの確立を推し進め、知的財産権紛争の多元的解決メカニズムを健全化し、外国投資家及び外商投資企業の知的財産権を平等に保護する。

標準の制定にあたって、外国投資家及び外商投資企業の専利に関係する場合には、標準の専利に関わる関係管理規定に従って処理しなければならない。

第24条 行政機関（法律・法規により授権された、公共事務管理職能を有する組織を含む。以下同じ。）及びその職員は、行政許可、行政検査、行政処罰及び行政強制の実施並びにその他の行政手段を利用して、外国投資家及び外商投資企業に技術の譲渡を強制（又は他の形態を装った事実上の強制を含む。）してはならない。

第25条 行政機関は、法により職責を履行する場合において、外国投資家及び外商投資企業からの商業秘密に関わる資料・情報の提供が確実に必要であるときは、職責履行に必要な範囲内に限定し、かつ、周知範囲を厳格にコントロールしなければならない。職責履行と無関係な人員が関係資料・情報に触れてはならない。

行政機関は、内部管理制度を確立して健全化し、有効な措置を講じて、職責履行の過程において知り得た外国投資家及び外商投資企業の商業秘密を保護しなければならない。法によりその他の行政機関と情報を共有する必要がある場合には、情報中に含まれた商業秘密に対して秘密保持処理を行い、漏洩を防止しなければならない。

第26条 政府及びその関係部門は、外商投資に関係する規範性文書を制定する場合には、国務院の規定に従い適法性審査を行わなければならない。

外国投資家及び外商投資企業は、行政行為の根拠とされている国務院部門並びに地方人民政府及びその部門が制定した規範性文書が適法でないと認める場合には、法により行政行為に対して行政再審議を申し立て、又は行政訴訟を提起する際に、当該規範性文書に対する審査の実施を併せて請求することができる。

第27条 外商投資法第25条にいう「政策に係る約束」とは、地方の各級人民政府及びその関係部門が、当該地区において外国投資家及び外商投資企業が投資する際に適用される支持政策、享受する優遇待遇及び便宜条件等について法定の権限内で行った書面での約束を指す。政策に係る約束の内容は、法律・法規の規定に適合していなければならない。

第28条 地方の各級人民政府及びその関係部門は、外国投資家及び外商投資企業に対して法により行った政策に係る約束及び法により締結した各種契約を履行しなければならない。行政区画の調整、政府の改選、機構又は職能の調整及び関連責任者の交代等を理由として違反・破棄をしてはならない。国の利益及び社会公共の利益のために、政策に係る約束及び契約の約定を変更する必要がある場合には、法定の権限及び手続により行い、かつ、外国投資家及び外商投資企業がそれによって受ける損失に対し、公平・合理

的な補償を法により遅滞なく与えなければならない。

第29条 県級以上の人民政府及びその関係部門は、公開透明及び高効率・利便の原則に従って外商投資企業通報業務メカニズムを確立して健全化し、外商投資企業又はその投資家が訴える問題を遅滞なく処理し、関連政策措置を調整し完全化させなければならない。

國務院の商務主管部門は、國務院関係部門と共同で外商投資企業通報業務の部門間連席会議制度を確立し、中央レベルの外商投資企業通報業務を調整及び推進して、地方の外商投資企業通報業務に対し指導及び監督を行う。県級以上の地方人民政府は、部門又は機構を指定して当該地区の外商投資企業又はその投資家からの通報の受理に責任を負わせなければならない。

國務院の商務主管部門及び県級以上の地方人民政府が指定した部門又は機構は、通報業務規則を整備し、通報方式を健全化し、通報の処理期限を明確にしなければならない。通報業務規則、通報方式及び通報の処理期限は、対外公表しなければならない。

第30条 行政機関及びその職員の行政行為が自身の適法な権益を侵害したと外商投資企業又はその投資家が認め、外商投資企業通報業務メカニズムを通じて調整・解決を申請した場合には、関係方面は調整を行う際に、申請内容の対象とされている行政機関及びその職員から事情を聞くことができ、申請内容の対象とされている行政機関及びその職員はこれに協力をしなければならない。調整結果は、書面形式にて申請者に遅滞なく告知しなければならない。

外商投資企業又はその投資家が前項の規定により関係問題の調整・解決を申請したことは、当該外商投資企業又はその投資家が法により行政再審議を申し立て、及び行政訴訟を提起することに影響しない。

第31条 外商投資企業又はその投資家からの、外商投資企業通報業務メカニズムを通じた問題の訴え又は問題の調整・解決の申請に対しては、いかなる単位及び個人も、圧力をかけ、又は攻撃報復してはならない。

外商投資企業通報業務メカニズムのほか、外商投資企業又はその投資家は、その他の適法なルートを通じて政府及びその関係部門に問題を訴えることもできる。

第32条 外商投資企業は、商会及び協会を法により設立することができる。法律・法規に別段の定めがある場合を除き、外商投資企業は商会及び協会への参加又は脱退を自主的に決定する権利を有し、いかなる単位及び個人もこれに干渉してはならない。

商会及び協会は、法律法規及び定款の規定により、業界自律を強化し、遅滞なく業界の要求を訴え、会員向けに情報コンサルティング、宣伝・育成訓練、市場開拓、経済貿易交流、権益保護、紛争処理等の方面のサービスを提供しなければならない。

国は、商会及び協会が法律法規及び定款の規定により関連活動を展開することを支持する。

第四章 投資の管理

第33条 ネガティブリストによって投資の禁止が定められている分野については、外国投資家は、投資してはならない。ネガティブリストによって投資の制限が定められている分野については、外国投資家が投資を行う場合には、ネガティブリストに定める出資持分要求、高級管理職要求等の制限性参入許可特別管理措置に適合していなければならない。

い。

第34条 外国投資家がネガティブリスト内の分野に投資しようとしているものの、ネガティブリストの規定に適合していないという場合に対し、関係主管部門は、法により職責を履行する過程において、許可、企業登記登録等の関連事項の処理をしない。固定資産投資プロジェクトの審査承認に関わる場合には、関連する審査承認事項の処理をしない。

関係主管部門は、ネガティブリストの規定の執行状況に対して監督検査を強化しなければならない。外国投資家がネガティブリストによって投資の禁止が定められている分野に投資していること又は外国投資家の投資活動がネガティブリストに定める制限性参入許可特別管理措置に違反していることを発見した場合には、外商投資法第36条の規定により処理をする。

第35条 外国投資家が法により許可を取得する必要がある業界・分野において投資を行う場合には、法律・行政法規に別段の定めがある場合を除き、許可の実施に責任を負う関係主管部門は、内資と一致する条件及び手続に従って外国投資家の許可申請を審査しなければならない。許可条件、申請資料、審査プロセス、審査期限等の方面において外国投資家に対し差別的な要求を設けてはならない。

許可の実施に責任を負う関係主管部門は、様々な方式を通じて、審査認可サービスを最適化し、審査認可効率を引き上げなければならない。関連条件及び要求に適合する許可事項に対しては、関係規定に従い告知承諾の方式を採用して処理することができる。

第36条 外商投資で投資プロジェクトの審査承認・届出手続をする必要があるものについては、国の関係規定に従って執行する。

第37条 外商投資企業の登記登録については、國務院の市場監督管理部門又は当該部門が授権した地方人民政府の市場監督管理部門が法により処理する。國務院の市場監督管理部門は、自身が授権する市場監督管理部門のリストを公表しなければならない。

外商投資企業の登録資本は、人民幣を用いて表示することができ、自由交換可能通貨を用いて表示することもできる。

第38条 外国投資家又は外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に対し投資情報を提出しなければならない。國務院の商務主管部門及び市場監督管理部門は、関連業務システムの接続及び業務連携を適切に行い、かつ、外国投資家又は外商投資企業による投資情報の提出に指導を与えなければならない。

第39条 外商投資情報報告の内容、範囲、頻度及び具体的なフローについては、國務院の商務主管部門が國務院の市場監督管理部門等の関係部門と共同で、確実な必要性及び高効率・利便の原則に従って確定し、かつ、公布する。商務主管部門及びその他の関係部門は、情報共有を強化しなければならない。部門情報共有を通じて入手することのできる投資情報については、提出を外国投資家又は外商投資企業に更に要求してはならない。

外国投資家又は外商投資企業が提出する投資情報は、真実、正確かつ完全でなければならない。

第40条 国は、外商投資安全審査制度を確立して、国家の安全に影響し、又は影響するおそれのある外商投資に対し安全審査を行う。

第五章 法的責任

第41条 政府及び関係部門並びにそれらの職員に次の各号に掲げる状況のいずれかがある場合には、法律法規により責任を追及する。

- （一）関係政策を制定又は実施する際に、外商投資企業及び内資企業を法どおり平等に扱わなかった場合
- （二）外商投資企業による標準の制定・改正業務への平等な関与を違法に制限し、又は専ら外商投資企業を対象として強制的標準を上回る技術要求を適用した場合
- （三）外国投資家が国外から送られた資金を受け取ること及び国外へ資金を送ることを違法に制限した場合
- （四）外国投資家及び外商投資企業に対して法により行った政策に係る約束及び法により締結した各種契約を履行せず、法定の権限を超えて政策に係る約束を行い、又は政策に係る約束の内容が法律・法規の規定に適合していない場合

第42条 政府調達の調達人及び調達代理機構が不合理な条件をもって外商投資企業に対し異なる待遇又は差別的待遇を実行した場合には、政府調達法及びその実施条例の規定により、その法的責任を追及する。落札又は成約結果に影響し、又は影響するおそれがある場合には、政府調達法及びその実施条例の規定により処理する。

政府調達監督管理部門が外商投資企業の苦情申立に対し期限を徒過しても処理を行わなかった場合には、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により処分を与える。

第43条 行政機関及びその職員が行政手段を利用して外国投資家及び外商投資企業に技術の譲渡を強制（又は他の形態を装った事実上の強制を含む。）した場合には、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により処分を与える。

第六章 附則

第44条 外商投資法の施行前に「中華人民共和国中外合資経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」又は「中華人民共和国中外合作経営企業法」により設立された外商投資企業（以下「現有外商投資企業」という。）は、外商投資法の施行後5年間は、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国組合法」等の法律の規定によりその組織形態、組織機構等を調整し、かつ、法により変更登記手続を行うことも、元の企業組織形態、組織機構等を継続して保持することもできる。

2025年1月1日から、組織形態、組織機構等を法どおりに調整して変更登記手続を行っていない現有外商投資企業に対し、市場監督管理部門は、当該企業が申請するその他の登記事項の処理をせず、かつ、関連状況を公示する。

第45条 現有外商投資企業が組織形態、組織機構等の変更登記手続を行う際の具体的な事項については、國務院の市場監督管理部門が定め、かつ、公布する。國務院の市場監督管理部門は変更登記業務に対する指導を強化しなければならず、変更登記手続の処理に責任を負う市場監督管理部門は様々な方式を通じてサービスを最適化し、企業の変更登記手続処理のために便宜を与えなければならない。

第46条 現有外商投資企業の組織形態、組織機構等が法により調整された後、元の合弁・合作各当事者が契約中に約定した出資持分又は権益の譲渡方法、収益分配方法、残余財産分配方法等は、引き続き約定に従い処理することができる。

第47条 外商投資企業の中国国内における投資には、外商投資法及び本条例の関係規定を適用する。

第48条 香港特別行政区及びマカオ特別行政区の投資家は、内地において投資する場合には、外商投資法及び本条例を参照して執行する。但し、法律、行政法規又は國務院に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

台湾地区の投資家は、大陸において投資する場合には、「中華人民共和国台湾同胞投資保護法」（以下「台湾同胞投資保護法」という。）及びその実施細則の規定を適用し、台湾同胞投資保護法及びその実施細則に定めのない事項については、外商投資法及び本条例を参照して執行する。

国外に定住する中国公民は、中国国内において投資する場合には、外商投資法及び本条例を参照して執行する。但し、法律、行政法規又は國務院に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

第49条 本条例は、2020年1月1日から施行する。「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」、「中外合資経営企業合弁期間暫定規定」、「中華人民共和国外資企業法実施細則」及び「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」は、同時に廃止する。

2020年1月1日前に制定された外商投資に関する規定と外商投資法及び本条例とが一致しない場合には、外商投資法及び本条例の規定を基準とする。

（法令原文名称：中華人民共和国外商投資法實施條例）